

令和7年9月2日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

平素より産業保健活動の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別添の通り、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）が本年5月14日に公布にされた旨について、日本医師会より周知協力依頼がありました。

改正法は、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講じる内容となっております。

つきましては、改正法の趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

<事務局>
大阪府医師会 地域医療課（澤野）
TEL：06-6763-7012